

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 専門委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第12章の規定に基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成および所管事項)

第2条 各委員会は、それぞれ下記各号に規定する事項について協議し、調査研究をする。

#### (1) 事務局

会員、加盟団体の登録及びその資格並びに各規程等に関する事項。  
役員候補者選任部会、規程検討部会、会員登録部会を置く。

#### (2) 財務委員会

財政の確立、管理、調整など財務に関する事項。会計部会を置く。

#### (3) 総務委員会

総務及び他の委員会のいずれにも属さない事項。  
通報窓口部会、コンプライアンス部会、危機管理部会を置く。

#### (3)-2 コンプライアンス部会

①本連盟および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスに関する事項。  
②加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守および処分に関する事項。

#### (4) 広報委員会

マーケティング計画の企画立案並びに協賛企業に関する事項。  
広報宣伝、報道機関との折衝、記録情報収集、出版物発行及びホームページ運営に関する事項。  
SNS部会、HP部会、マーケティング部会を置く。

#### (5) 国際委員会

IFFとの連絡調整、国際競技会の開催・参加等に関する事項。  
アンチドーピング部会、国外団体・大会対応部会、アスリート部会を置く。

#### (5)-2 アスリート部会

フロアボール(ネオホッケーを含む。以下同じ。)に関する事案について、本連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにフロアボールの普及発展に寄与することを目的とする。

#### (6) 強化委員会

選手の競技力向上、体力向上のための研究調査及び選手の健康管理に関する事項。  
代表選手選考等に関する事項。

#### (7) 審判委員会

審判団の運営、統括、審判員の技術向上、競技規則の国内への布達及び競技規則に関する研究調査に関する事項。

#### (8) 指導委員会

指導理念の確立、指導者の資質向上、養成、指導資格に関する事項ならびにジュニア・ユース層の育成手法の確立、育成体制、育成支援、周知に関する事項

#### (9) 大会運営委員会

国内大会及び、他の委員会に属さない競技会の企画、運営及びこれに関する事項

#### (10) 普及委員会

普及、宣伝啓発による競技者の底辺拡大及び若年競技会の企画、運営に関する事項

(委員)

- 第3条 各委員会の委員は、本連盟の会員の中から、役員会に諮って会長が委嘱する。
2. 各委員会の委員は、5名程度とする。なお、大会の開催等における開地域、中央競技団体等の推薦により委員を構成する場合はこの限りではない。
  3. 委員の任期は、委嘱の日から開始し、委員長の任期の範囲内のうち、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  4. 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。
  5. 委員は無報酬とする。ただし、委員会に出席した委員には、本連盟の役員等旅費規程および謝金規程に準じて旅費・謝金を支払うことができる。
  6. 委員の選出時には、地域に偏りが無い様に選出する。
  7. 委員は社員との兼務は出来ない。

(委員長)

- 第4条 各委員会には、委員長1名を置くこととし、役員の中から、役員会に諮って会長が委嘱する。
2. 委員長は、委員の中から副委員長を1名指名すること。
  3. 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
  4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは欠けたときは、任期満了まではその職務を代行し、任期満了以降は委員長として職務を実行する。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員の過半数の出席(委任状による出席も含む)をもって成立する。
2. 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  3. 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
  4. 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行するにあたって、あらかじめ、委員会の決議を得なければならない。
  5. 委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議事を決する旨の委員会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告)

- 第6条 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行した際には、その内容について、役員会に報告しなければならない。

(議事の記録)

- 第7条 各委員会は、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

(部会等)

- 第8条 各委員会は、委員会および役員会の決議を経て、必要な部会またはプロジェクト等を設けることができる。
2. 部会またはプロジェクト等の構成および運営等に関する必要事項は、委員会の決議を経て、別に定める。

(任期)

- 第9条 1期2年とし、連続しての再任は5期10年を限度とする。

(就任年齢及び定年)

- 第10条 就任時の年齢は20歳以上とする。  
70歳を迎えた任期の満了をもって定年とする。

(変更)

第11条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則1 この規程は、2024年4月1日から施行する。